

# 第 1 編 總 則



## 目 次

(総則一)

第1章 計画の目的等	1
第1節 計画の目的	1
第1 計画の目標	1
第2 計画の推進	1
第3 計画の位置づけ	2
第2節 計画の構成	3
第1 本編	3
第2 災害対応マニュアル編	4
第3 資料編	4
第3節 防災の基本方針	5
第2章 市域の概況	7
第1節 自然的条件	7
第1 地理的条件	7
第2 地盤・地質特性	9
第3 気 候	9
第2節 社会的条件	10
第1 人 口	10
第2 土地利用現況	10
第3章 災害の想定	11
第1節 想定災害	11
第1 地震災害	11
第2 風 水 害	11
第3 事故等災害	11
第2節 地震被害の想定	12
第3節 風水害の想定	14
第1 大雨による災害	14
第2 暴風による災害	15
第4章 市・関係機関の業務大綱	16
第1節 地方公共団体の業務	16
第1 吹 田 市	16
第2 大 阪 府	16
第3 大阪府警察（吹田警察署）	17
第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務	18
第1 指定地方行政機関	18
第2 陸上自衛隊第3師団	18
第3 指定公共機関及び指定地方公共機関	19
第4 公共的団体その他の機関	22
第5章 市民・事業者の基本的責務	24
第1節 市民の役割	24
第2節 事業者の役割	24
第3節 ボランティアやNPO等多様な機関との連携	25
第6章 計画の運用	26

第1節	計画の習熟.....	26
第2節	計画の修正.....	26
第3節	計画の進捗の把握.....	26

# 第1章 計画の目的等

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条（推進計画）の規定に基づき、吹田市（以下「市」という。）の地域に係る防災に関し、市、大阪府（以下「府」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他の機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることによって、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第1 計画の目標

この計画は、「災害に強い安全なまち」の実現を図ることを目標とする。

### 第2 計画の推進

市、関係機関、市民及び事業所は、相互に連携して「災害に強い安全なまち」の実現を図るため、総合的な防災対策を推進する。

#### 1 災害に強い市街地の整備

災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の整備、建築物等の安全対策、水害予防対策などを計画的に推進する。なお、消防施設の整備、学校の耐震化等については、大阪府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき事業の推進を図る。（第2編 災害予防対策「第1章 都市の防災機能の強化」参照）

#### 2 災害に備えた体制の確立

災害の未然防止と被害の軽減を図るため、防災組織及び活動体制の整備、情報収集伝達体制の確立、応急医療体制の整備、緊急輸送体制の整備などを推進する。（第2編 災害予防対策「第2章 防災体制の確立」参照）

「吹田市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、災害時における要配慮者の安全を確保するため、地域社会と連携して避難支援体制の強化・充実をめざす。

市が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、地域の特性に応じた避難体制を整備する。

市の作成した「避難所運営マニュアル作成指針」に基づき、各避難所に応じた「避難所運営マニュアル」の作成・見直し等を地域とも連携し進める。

#### 3 市民の防災行動力の向上

地域住民の自発的な防災活動によって、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、防災意識の高揚、自主防災体制の整備、ボランティア活動環境の整備などを推進する。（第2

#### 4 災害への適切な対応

迅速かつ的確な応急対策の実施によって被害の軽減を図るため、災害種別に応じた応急対策を時系列に定める。

また、市、関係機関、市民及び事業者の防災上の役割を明確にし、その周知徹底を図ることによって災害に備える。(第3編 災害応急対策 参照)

### 第3 計画の位置づけ

この計画は、市域内で発生するおそれがある災害に備え、市の防災対策を示す総合的計画である。

## 第2節 計画の構成

この計画は、「本編」、「災害対応マニュアル編」及び「資料編」で構成する。

なお、「本編」の掲載内容はできるだけ簡素化し、具体的な活動内容や基準等は、「災害対応マニュアル編」や「資料編」にとりまとめる。

### 第1 本編

本編は、災害対策基本法に基づき、市域に係る災害対策に関し、市及び関係機関の処理すべき事項を含めた総合的かつ基本的な内容を記載する。

なお、本編の構成は、総則、災害予防、災害応急対策、事故等災害応急対策、災害復旧・復興の5編とする。

また、付編1において南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合及び大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合における対策について、付編2において南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地震防災対策について定める。

#### 1 総則

市及び関係機関が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱、想定される災害等について定める。

#### 2 災害予防対策

災害の未然防止と被害の軽減を図るために平常時から実施すべき措置や対策等について定める。

#### 3 災害応急対策

災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生したあとに実施すべき措置や対策等について時系列に定める。

#### 4 事故等災害応急対策

大規模火災、危険物等災害、大規模交通災害、その他突発災害の応急対策について定める。

#### 5 災害復旧・復興対策

市民の生活再建のため、各種の取組み及び復興の基本方針について定める。

#### 6 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の対応計画

南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合及び大規模地震対策特別措置法に基

づく警戒宣言が発せられた場合における適切な対応措置などについて定める。

## 7 南海トラフ地震防災対策推進計画

今世紀前半にも発生が懸念されている南海トラフ地震については、国による「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が平成14年7月に制定され、平成25年11月の改正により「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」となり、平成25年12月に施行された。

本市は南海トラフ地震が発生した場合の震度が6弱と想定されており、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、平成26年3月の中央防災会議において、南海トラフ地震の「防災対策推進地域」に指定された。

このことから、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等、当該地域における地震防災対策について定める。

## 第2 災害対応マニュアル編

通常業務にはない災害時特有の手順、基準等を具体的に定める。

## 第3 資料編

本編や災害対応マニュアル編に関連するデータ、資料、付表・付図、様式等を記載する。

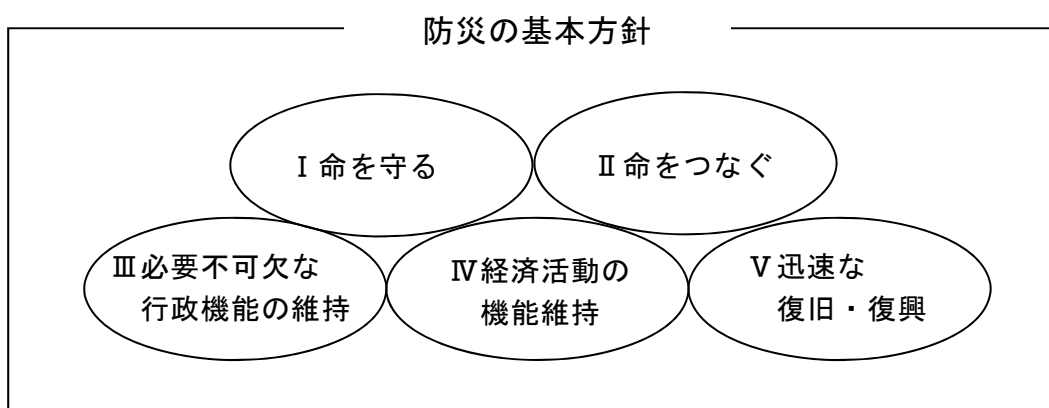


### 第3節 防災の基本方針

防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。これまで、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓として、市域における災害対策を進めてきた。今般、市独自の地震被害想定の結果及び府による南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果に基づくとともに、平成28年熊本地震における大規模な地震の連続発生や平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震等、様々な自然災害が発生していることから、災害対策の一層の充実強化を進めていくこととする。

災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本に据えることとした。

具体的には、Ⅰ 命を守る、Ⅱ 命をつなぐ、Ⅲ 必要不可欠な行政機能の維持、Ⅳ 経済活動の機能維持、Ⅴ 迅速な復旧・復興の5つを基本方針とする。



この基本方針に即し、次のとおり計画的に災害対策を進めていく。

#### 1 災害対策の計画的推進

災害対策は、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階における適切な対応があり、状況に応じて的確かつ計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのため、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていくこととする。

##### (1) 災害予防段階の対応

災害予防段階の地震・津波に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての充実等、ソフト対策の組み合わせによる多重防御の考え方を基本とする。

##### (2) 災害応急段階の対応

正確で詳細な情報収集を行い、被害規模を可能な限り早期に把握する。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障がいの有無、国籍など被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。

##### (3) 災害復旧・復興段階の対応

最優先事項であるライフライン施設等の早期復旧とともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。

また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

## 2 災害対策の推進にあたっての役割分担と相互の連携協力

市、府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他の機関の各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。

## 第2章 市域の概況

### 第1節 自然的条件

#### 第1 地理的条件

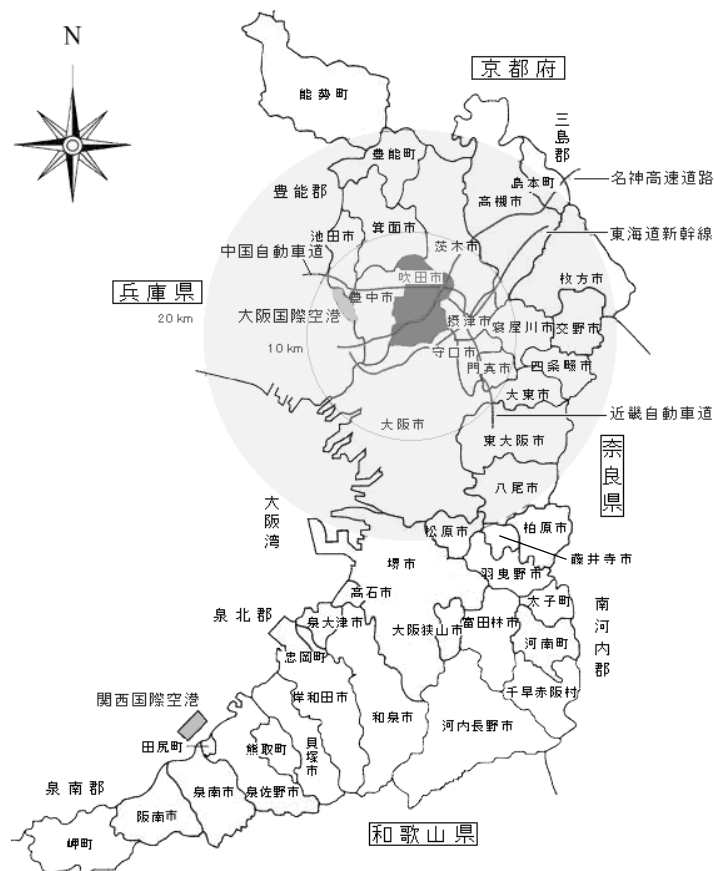
##### 1 位置

市は、府の北部に位置し、南は神崎川を隔てて大阪市に、西は豊中市、北は箕面市、東は茨木市及び摂津市に隣接している。

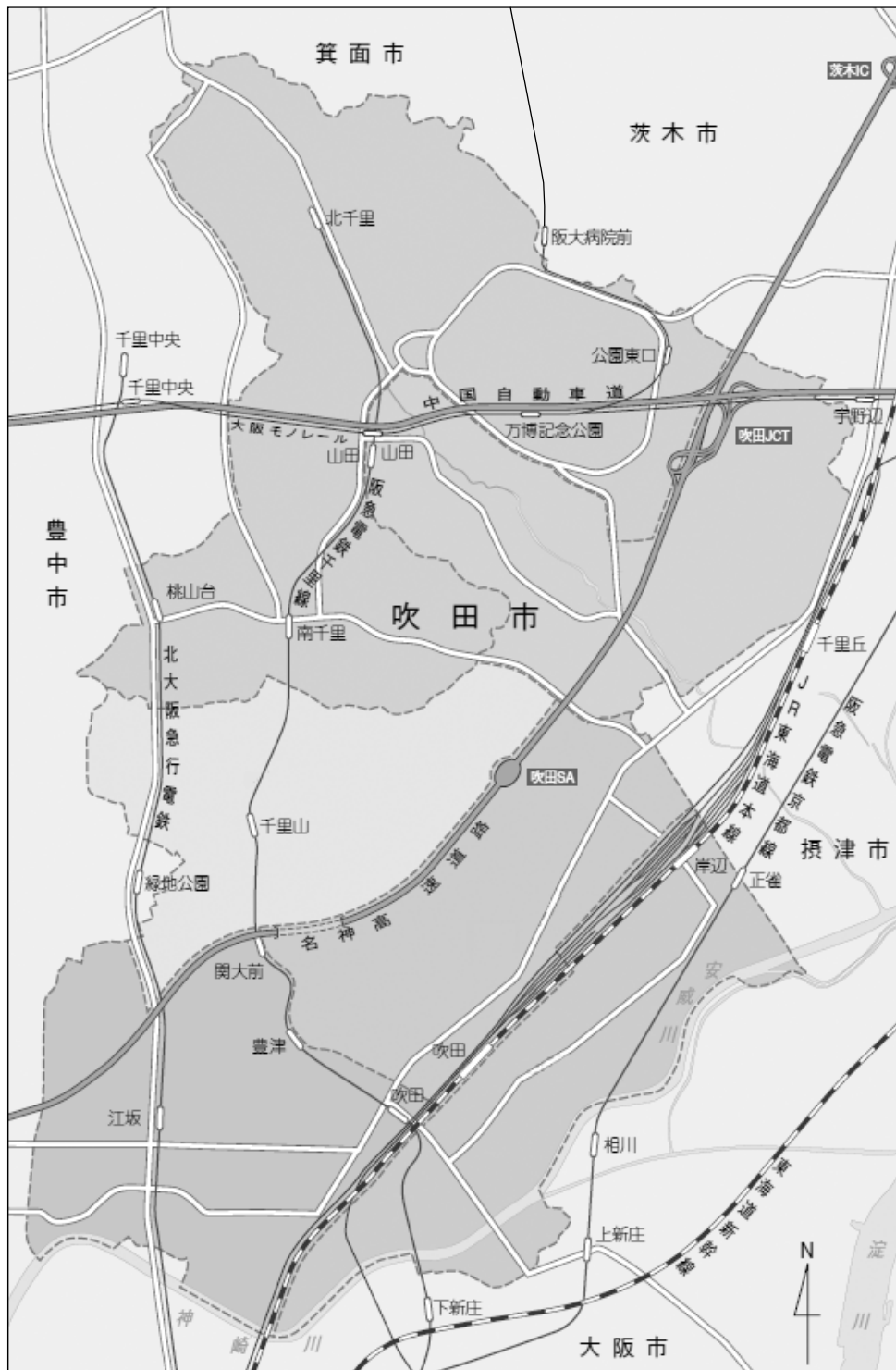
市は、大阪都心から10km圏に位置し、隣接各市とはJR東海道本線、阪急京都線・千里線、地下鉄御堂筋線（北大阪急行）、大阪モノレールの鉄軌道と国道423号（新御堂筋線）、国道479号（大阪内環状線）、府道大阪中央環状線、府道大阪高槻京都線等の幹線道路で結ばれ至便な交通条件にある。

国土幹線道路として、名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道が通っており、吹田ジャンクションによって連結され、国土軸・大阪都市圏軸それぞれの交通結節点として重要な位置にある。

#### 【吹田市の位置】



## 【市内の主な交通機関】



## 2 地 勢

市域北部は、北摂山地を背景に樹枝状浸蝕谷の発達した標高20mから116mのなだらかな千里丘陵で、南部は安威川・神崎川・淀川をつくる標高10mほどの沖積低地によって形成されている。

市域は、東西6.3km、南北9.6km、面積36.09k㎡となっている。

### 3 地 形

市の地形は、市域中央部以北の丘陵地、丘陵地南東部の台地、南部の低地に区分される。

丘陵地は、大部分が人工改変地で、全体として南東に向かって低くなる地形を有している。丘陵地のなかで、旧谷部は谷底平野や崖錐が各所にみられ、これらと周辺丘陵斜面を含んで盛土地形が分布する。丘陵部のうち自然地形が残されている箇所は極めて少なく、旧地形の尾根部を中心として切土地形がみられる。丘陵地に残された自然斜面のうち急斜面はごく一部にみられ、市街地に接して細長く帯状に分布する。

台地は、高位・中位・低位に大きく3区分され、高位段丘は部分的な分布を示している。中位段丘及び低位段丘は、JR東海道本線に沿って帯状に分布している。

低地は、氾濫平野が広く分布し、神崎川沿いには旧河道が分布し、部分的には自然堤防がみられる。高川の下流部は、天井川であり、また、高川の東側にはごく浅い谷底状の凹地の地形が南北に延びている。

ため池は、丘陵南部の台地との接点付近などで埋め立てられる傾向がみられる。

## 第2 地盤・地質特性

丘陵部は、大阪層群で構成される。この地層は、大阪平野周辺部にみられる丘陵地を構成する地層の総称で、地層を形成した地質年代は約200万年前～約30万年前頃にかけて堆積した砂礫、砂、粘土や火山灰などが繰り返し重なった地層である。

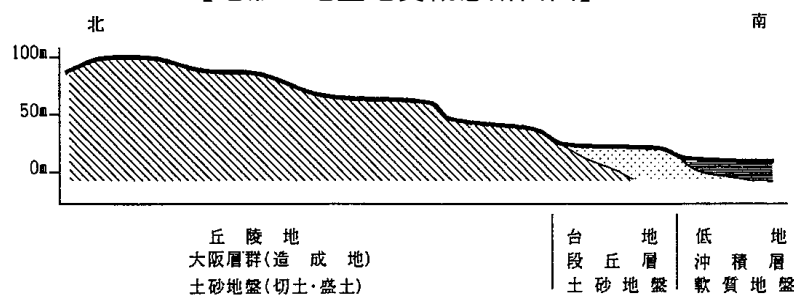
これらは全体としてゆるやかに東に傾斜する地質構造となっている。これらの地層は、半固結状の土砂地盤に該当する。

大阪層群の下には、神戸層群が分布している。この地層は、約2,000万年前に堆積し、この地域の基盤を形成する地層で固結した砂岩層、泥岩層や礫岩層などによって構成される。

段丘層は、砂礫層を主体とする未固結であるがよく締まった地層であり、地形の台地に相当する土砂地盤である。

沖積層は、泥・砂などでできていて軟弱な地層で、低地に分布する軟弱地盤に該当し、旧河道などの地域では砂質土が多い。その層厚は、厚いところで10数mであり、北に向かって層厚が漸減する地質構造となっている。

【地形・地盤地質概念断面図】



## 第3 気 候

市の気候は、大阪湾からの海風の影響を受けて比較的温暖である。過去5年間（平成25年（2013年）～平成29年（2017年））の気象をみると、平均気温17.0℃（最高39.2℃、最低-4.3℃）、平均湿度63%、平均風速2.2m/s、平均降水量1,319.8mmである。（観測地点：西消防署 出典：吹田市統計書（H29））

## 第2節 社会的条件

### 第1 人 口

市の人口は、平成29年（2017年）の調査では人口370,365人、世帯数169,790世帯で一世帯当たり2.2人、人口密度は10,262人/k㎡である。

昭和15年（1940年）市制施行当時には約66,000人であった人口は、高度経済成長の進行とともに増加傾向が顕著になり、特に千里ニュータウンの建設によって加速され、昭和35年（1960年）から昭和50年（1975年）の15年間で2.58倍になった。

その後、昭和62年（1987年）をピークに少しずつ減少し続けたが、平成7年（1995年）に増加に転じて以降、概ね微増が続いている。

総人口における65歳以上の人口は年々増加し、平成29年（2017年）9月末の住民基本台帳人口で23.5%の人口比率（高齢者比率）を占めている。（出典：吹田市統計書（H29））

### 第2 土地利用現況

市の土地利用は、昭和36年（1961年）当時では市街地が市域の24%、農地・山林が70%と田園都市型の土地利用がなされていた。その後の社会経済情勢の変遷とともに市街地面積は大幅に増加し、特に千里ニュータウンの建設や万国博覧会の開催、土地区画整理事業等による都市基盤の整備充実は、市街地拡大の大きな要因となった。

平成27年（2015年）の調査では、平成27年（2015年）10月1日現在、市域面積36.09k㎡のうち市街地が63.9%、普通緑地が20.1%、農地が1.8%、山林・水面・道路・鉄道などが14.2%になっており、市域の大部分が都市的土地利用で占められている。

## 第3章 災害の想定

### 第1節 想定災害

この計画の作成にあたっては、市における地勢、地盤・地質特性、気候等の自然的条件に加え、人口、土地利用等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、市域において発生するおそれがある災害を想定した。

また、以下の各災害が複合的に発生する可能性を考慮するものとする。

#### 第1 地震災害

地震災害として、海溝型地震及び活断層による内陸型地震を想定した。

- 1 海溝型地震（南海トラフ）
- 2 内陸型地震（上町断層帯）

#### 第2 風水害

風水害として、大雨及び暴風による災害を想定した。

- 1 大雨による災害
- 2 暴風による災害

#### 第3 事故等災害

事故等災害として、大規模火災及びその他災害を想定した。

- 1 大規模火災
- 2 その他災害
  - (1) 危険物等災害
  - (2) 大規模交通災害
  - (3) その他突発災害

## 第2節 地震被害の想定

地震被害想定を行った南海トラフ、上町断層帯、有馬高槻断層帯、生駒断層帯を震源とする地震の中で被害が最も大きいのは、上町断層帯を震源とする地震であり、次いで南海トラフ地震である。その想定結果は、次のとおりである。

想定地震		市の被害想定		府の被害想定			
		南海トラフ	上町断層帯	南海トラフ	上町断層帯		
地震規模 (マグニチュード)		8.4	7.5	9.0～9.1	7.5～7.8		
手法	地盤	ボーリングデータを基に、250mメッシュ毎に地盤種を区分	ボーリングデータを基に、250mメッシュ毎に地盤種を区分(前回より280本追加)	ボーリングデータを基に、250mメッシュ毎に地盤種を区分	500mメッシュで地盤種を区分		
	震度予測	震源からの距離をもとに地盤基盤上での入力加速度をメッシュ毎に計算し、震度を算出	市に一番影響が大きい震源モデルを想定し、また断層については実際の破壊過程を考慮したものとした上でメッシュ毎に計算し、震度を算出	内閣府公表の内、府に一番影響が大きい震源モデルを想定した上でメッシュ毎に計算し、震度を算出	想定断層の選択、多数のシナリオによる予測、府域対象シナリオの詳細予測の3段階で計算し、メッシュ毎に震度を計算		
	建物被害	建物応答計算を行い、建物の変量で被害を想定。兵庫県南部地震における再現も検証	阪神大震災の構造別、年代別の被害率と地震動により、町丁別に被害を算出。	建築年、木造・非木造の区分毎に計測震度、液状化等との関係から算出	兵庫県南部地震時の地震動と建物被害率の関係式等により算定		
震度		5弱～5強	6弱～7	6弱	6弱～7		
被害	建物被害	全壊	全壊数	262棟	28,353棟	767棟	12,876棟
			全壊率	0.5%	40.9%	1.1%	25.3%
		半壊	半壊数	398棟	14,737棟	5,345棟	10,224棟
			半壊率	0.7%	21.3%	7.4%	20.1%
	火災	炎上出火件数	—	49件	10件 (全出火)	12(24)件	
		焼失棟数	—	6,499棟 (焼失率:9.4%)	3棟	—	
	人的被害	死者数	—	1,364人 (総人口比:0.4%)	16人	459人	
		負傷者数	—	4,628人 (総人口比:1.3%)	749人	5,021人	
		り災者数	—	179,779人 (総人口比:50.4%)	—	145,252人	
		避難所生活者数	—	52,134人 (総人口比:14.6%)	22,313人(1週間後)	42,124人	
	ライフライン被害	上水道	—	ほぼ全域で断水が想定される。	水道断水率 91.9%	水道断水 26.9万人	
		ガス	—	全域で供給停止が想定される。	ガス供給停止 547戸	ガス供給停止 157,000戸	
電力		—	全域で停電が想定される。	停電率 49.0%	停電件数 151,680戸		
通信		—	建物の倒壊及び焼失被害が著しい地域を中心に、回線の切断による被害が想定される。また、市全域で輻輳による通話支障が生じるものと想定される。	固定電話不通率 30.5% 携帯電話停波率 28.7%	電話不通 67,136加入者		



- 注) ・市の被害想定は、上町断層帯は平成25年3月調査、南海トラフは平成9年3月調査による。
- ・府の被害想定は、上町断層帯は平成19年3月調査、南海トラフは平成26年1月調査による。
  - ・市の建物存在棟数（市による被害想定：69,280棟（上町断層帯）、府による被害想定：72,202棟（南海トラフ））
  - ・炎上出火件数（市による被害想定：地震発生から24時間の合計値。一般火気器具、危険物施設、化学薬品からの出火件数の合計、府による被害想定：出火件数は夕刻発生の地震後1時間の件数（ ）は1日の件数死者、負傷者数は建物被害（夕刻）
    - ・火災（夕刻、超過確率1%風速）によるものの合計）
  - ・市における焼失棟数は、全壊・半壊との重複を除く。
  - ・市の総人口（市による被害想定：356,897人（平成24年11月末調査）、府による被害想定：355,799人（平成25年））

## 1 想定結果の相違の理由

### (1) 上町断層帯地震

上町断層帯地震についての市による被害想定、府による被害想定の結果の相違は、概ね次の条件の相違に起因するものと考えられる。

- ア 計算上の破壊開始点の違い
- イ 採用しているボーリングデータの違い
- ウ 評価（計算）単位（メッシュ）の違い
- エ 基礎データ（建物棟数、人口等）の違い

### (2) 南海トラフ地震

南海トラフを震源とする地震についての結果の相違は、東日本大地震を受け、国、府が最大級の想定を行った結果と考えられる。

## 2 府の地震被害想定結果への対応

本市に最も大きな被害をもたらす上町断層帯を震源とする地震における建物被害、火災、人的被害については、府による想定よりも本市による想定の方が概ね大きい。このため、市地域防災計画においては、府による想定結果にも対応できるものとする。

## 第3節 風水害の想定

風水害の原因となるものは、大雨、暴風等が考えられ、想定される主な災害は次のとおりである。

### 第1 大雨による災害

#### 1 河川の氾濫による浸水

##### (1) 淀川

国の管理河川で、水防警報河川に指定され、全区間水防区域である。また、洪水予報河川にも指定され、洪水浸水想定区域が指定されるとともに、洪水による被害のおそれがあるときは淀川洪水予報が発表される。

淀川洪水浸水想定区域は、過去に淀川水系において、甚大な被害を与えた昭和28年9月洪水時の2日間総雨量（淀川流域平均約250mm）の2倍の雨量による外水氾濫の想定で、JR線の南東側の広範囲に5m以下の浸水が予想されている。

##### (2) 神崎川

府の管理河川で、水防警報河川に指定され、全区間が水防区域である。また、洪水予報河川にも指定され、洪水浸水想定区域が指定されるとともに、洪水による被害のおそれがあるときは神崎川・安威川洪水予報が発表される。

神崎川洪水浸水想定区域は、神崎川水系のダムの整備状況を勘案して、概ね150年に1回程度起こる大雨（神崎川流域の日総雨量250mm）による外水氾濫の想定で、市の南西部の広範囲に5m以下の浸水が予想されている。

##### (3) 安威川

府の管理河川で、水防警報河川に指定され、全区間が水防区域である。また、洪水予報河川にも指定され、洪水浸水想定区域が指定されるとともに、洪水による被害のおそれがあるときは神崎川・安威川洪水予報が発表される。

安威川洪水浸水想定区域は、概ね100年に1回程度起こる大雨（安威川流域の日総雨量247mm）による外水氾濫の想定で、JR線の南東側の広範囲に2m以下の浸水が予想されている。

##### (4) 高川、山田川

府の管理河川で、水防警報河川に指定され、ほぼ全区間が水防区域である。また、水位周知河川に指定され、洪水浸水想定区域が指定されるとともに、避難判断水位（市長の避難準備・高齢者等避難開始の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）※が設定されている。河川水位が避難判断水位、及び氾濫危険水位に達した場合は、本市及び量水標管理者に通知されるとともに、報道機関等を通じて住民等にその旨が水位を示して周知される。また、本市は避難判断水位、及び氾濫危険水位に到達した旨の情報等の伝達方法を住民に周知させる措置を講じる。

高川の洪水浸水想定区域は、概ね100年に1回程度起こる大雨（1時間雨量85.7mm）による外水氾濫の想定で、河道から約1.5kmの範囲に2m以下の浸水が予想されている。山田川の洪水浸水想定区域は、概ね100年に1回程度起こる大雨（1時間雨量85.7mm）による外水氾濫の想定で、河道から約0.5kmの範囲（市域は一部地域）に1m以下の浸水が予想されている。

※：本地域防災計画において「氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）」は「氾濫危険水位（水防法

第13条で規定される洪水特別警戒水位)」を示す。

#### (5) 糸田川、上の川、正雀川、三条川、新大正川

府の管理河川で、全区間水防区域である。

各河川とも府洪水リスク表示図が公表されており、1時間に最大約80mm（概ね100年に1回程度）の大雨による外水氾濫の想定で、糸田川は、河道から約0.5kmの範囲に0.5m以下の浸水が予想されており、上の川は、河道から約0.5kmの範囲に1m以下の浸水が予想されている。正雀川、三条川、新大正川では、浸水なしと想定されている。

## 2 ため池の破堤等

市域の全ため池について災害が想定されるが、府により、公共上および影響の程度を考慮して水防ため池が3箇所定められている。

- ・ 釈迦ヶ池：吹田市岸部北4丁目地内
- ・ 馬池：吹田市原町2丁目地内
- ・ 王子池：吹田市山田西4丁目地内

## 3 土砂災害

府によって「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が指定されている。

## 第2 暴風による災害

暴風による家屋の倒壊の想定は困難なため、台風の際は、その進路・強度等の気象情報の収集に努め、状況に応じて、木造家屋の住民を堅牢建築物へ避難させる等の対策を講じる。

## 第4章 市・関係機関の業務大綱

市及び関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るために相互に連携・協力し、次に掲げる事務又は業務を総合的かつ計画的に実施することによって、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

### 第1節 地方公共団体の業務

#### 第1 吹田市

市は、防災の第一次的責任者として指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、消防機関その他の組織の整備、区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実並びに住民の自発的な防災活動の推進等、地域防災力の充実強化に向けて、市の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

市の業務大綱は、以下のとおりである。

- ・市の防災会議及び災害対策本部に関すること。
- ・市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関すること。
- ・緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。
- ・消防活動及び水防活動の実施に関すること。
- ・防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ・市民の防災活動の促進に関すること。

#### 第2 大阪府

##### 1 茨木土木事務所

- ・府の所管する道路管理施設、河川管理施設等の防災対策及び復旧に関すること。
- ・水防活動及び水防予警報等の伝達に関すること。
- ・災害予防、災害応急対策等に関し、市が実施する業務の連絡調整に関すること。

##### 2 西大阪治水事務所

- ・府の所管する河川施設の防災対策及び復旧に関すること。
- ・水防活動及び水防予警報等の伝達に関すること。

##### 3 北部農と緑の総合事務所

- ・用水路、ため池の防災対策の指導に関すること。

#### 4 大阪府吹田保健所

- ・市等が実施する災害時の医療救護活動、保健衛生活動等の支援・指導に関すること。
- ・災害時の医療情報の把握、連絡及び広報並びに医療提供体制に関すること。

### 第3 大阪府警察(吹田警察署)

- ・災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
- ・交通規制・管制に関すること。
- ・災害資機材の整備に関すること。
- ・被災者の救出救護及び避難指示(緊急)に関すること。
- ・犯罪の予防・取締り・その他治安維持に関すること。
- ・遺体の検視(見分)等の措置に関すること。

## 第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務

### 第1 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び府の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 1 近畿農政局（大阪農政事務所）

- ・ 応急食糧（米穀）等の備蓄に関すること。
- ・ 災害発生時における主要食糧の供給に関すること。

#### 2 大阪航空局

- ・ 指定地域上空の飛行規制及び周知徹底に関すること。
- ・ 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること。
- ・ 災害発生時における航空機輸送の安全確保に関すること。
- ・ 遭難航空機捜索・救助活動に関すること。

#### 3 大阪管区气象台

- ・ 観測施設等の整備に関すること。
- ・ 防災気象知識の普及・啓発に関すること。
- ・ 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること。

#### 4 近畿地方整備局

- ・ 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること。
- ・ 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること。
- ・ 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。
- ・ 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。
- ・ 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること。
- ・ 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること。
- ・ 国管理の公共土木施設の復旧に関すること。
- ・ 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること。

### 第2 陸上自衛隊第3師団

陸上自衛隊第3師団は、他の関係機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び府の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 1 第36普通科連隊

- ・ 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。
- ・ 災害派遣に関すること。

### 第3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び府の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 1 日本郵便株式会社近畿支社（吹田市内郵便局38局）

- ・災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること。
- ・災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。
- ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。

#### 2 西日本電信電話株式会社（大阪支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）

- ・電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- ・応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- ・気象警報の伝達に関すること。
- ・災害発生時における重要通信に関すること。
- ・災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- ・被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- ・「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること。

#### 3 日本赤十字社（大阪府支部吹田地区）

- ・災害医療体制の整備に関すること。
- ・災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること。
- ・災害発生時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
- ・義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
- ・避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること。
- ・救助物資の備蓄に関すること。

#### 4 日本放送協会（大阪放送局）

- ・防災知識の普及等に関すること。
- ・災害発生時における放送の確保対策に関すること。
- ・緊急放送・広報体制の整備に関すること。
- ・気象予警報等の放送周知に関すること。
- ・避難所等への受信機の貸与に関すること。
- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- ・災害発生時における広報に関すること。
- ・災害発生時における放送の確保に関すること。
- ・災害発生時における安否情報の提供に関すること。

## 5 西日本高速道路株式会社（関西支社）

- ・管理道路の整備と防災管理に関する事。
- ・道路施設の応急点検体制の整備に関する事。
- ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事。
- ・被災道路の復旧事業の推進に関する事。

## 6 KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社

- ・電気通信設備の整備と防災管理に関する事。
- ・応急復旧用通信施設の整備に関する事。
- ・津波警報、気象警報の伝達に関する事。
- ・災害時における重要通信確保に関する事。
- ・災害関係電報・電話料金の減免に関する事。
- ・被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事。

## 7 西日本旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社（吹田保線区、吹田駅、岸辺駅、吹田貨物ターミナル駅）

- ・鉄道施設の防災管理に関する事。
- ・輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事。
- ・災害時における緊急輸送体制の整備に関する事。
- ・災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事。
- ・災害時における鉄道通信施設の利用に関する事。
- ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事。

## 8 大阪ガス株式会社（ネットワークカンパニー北東部導管部）

- ・ガス供給施設の整備と防災管理に関する事。
- ・災害発生時におけるガスによる二次災害防止に関する事。
- ・災害発生時におけるガスの供給確保に関する事。
- ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事。

## 9 日本通運株式会社（大阪支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- ・緊急輸送体制の整備に関する事。
- ・災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関する事。

## 10 関西電力株式会社（大阪北電力本部北撮配電営業所）

- ・電力施設の整備と防災管理に関する事。
- ・災害時における電力の供給確保体制の整備に関する事。
- ・災害時における電力の供給確保に関する事。
- ・被災電力施設の復旧事業の推進に関する事。



**1 1 出光興産株式会社、太陽石油株式会社、東燃ゼネラル石油株式会社、南西石油株式会社、昭和シェル石油株式会社、コスモ石油株式会社、富士石油株式会社、JX 日鉱日石エネルギー株式会社**

- ・石油供給に係る災害予防、応急対策および復旧に関すること。

**1 2 一般社団法人全国建設業協会**

- ・被害情報の収集・伝達に係る業務、公共施設の応急対策業務への協力など災害対応活動に関すること。

**1 3 一般社団法人日本建設業連合会**

- ・災害対策用資機材の確保と備蓄に関すること。
- ・被災者の救護と安全確保、被災構造物・施設の応急復旧、必要資機材の調達・運搬等の応急対策に関すること。

**1 4 各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送事業者（阪急電鉄株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社、大阪シティバス株式会社、阪急バス株式会社、京阪バス株式会社）**

- ・鉄道施設の防災管理に関すること。
- ・輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
- ・災害発生時における緊急輸送体制の整備に関すること。
- ・災害発生時における鉄道通信施設の利用に関すること。
- ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

**1 5 各民間放送株式会社（テレビ放送各社、ラジオ放送各社）**

- ・防災知識の普及等に関すること。
- ・災害時における広報に関すること。
- ・緊急放送・広報体制の整備に関すること。
- ・気象予警報等の放送周知に関すること。
- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- ・被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

**1 6 淀川右岸水防事務組合**

- ・水防団員の教育及び訓練に関すること。
- ・水防資機材の整備、備蓄に関すること。
- ・水防活動の実施に関すること。

## 1 7 公益財団法人大阪府消防協会

- ・防火・防災思想の普及に関すること。
- ・消防団員の教養・訓練及び教育に関すること。

## 1 8 一般社団法人大阪府トラック協会

- ・緊急輸送体制の整備に関すること。
- ・災害時における緊急物資輸送の協力に関すること。
- ・復旧資機材等の輸送協力に関すること。

## 第4 公共的団体その他の機関

公共的団体その他の機関は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には市及び関係機関と相互に協力し、応急対策活動を実施する。

### 1 地方独立行政法人市立吹田市民病院

- ・災害医療活動等の調整に関すること。
- ・災害時における医療救護の活動に関すること。
- ・負傷者に対する医療活動に関すること。

### 2 一般社団法人吹田市医師会

- ・災害時における医療救護の活動に関すること。
- ・負傷者に対する医療活動に関すること。

### 3 一般社団法人吹田市歯科医師会

- ・災害時における医療救護の活動に関すること。
- ・負傷者に対する歯科保健医療活動に関すること。

### 4 一般社団法人吹田市薬剤師会

- ・災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること。
- ・医薬品の確保及び供給に関すること。

### 5 吹田市社会福祉協議会

- ・要配慮者対策に関すること。
- ・福祉活動に関すること。
- ・ボランティアの受入れ、人材の育成に関すること。

## 6 株式会社ジェイコムウエスト吹田局（株式会社ジュピターテレコム）・千里ニュータウンFM放送株式会社

- ・防災知識の普及等に関する事。
- ・災害情報の放送等に関する事。
- ・被災放送施設の復旧事業の推進に関する事。

## 7 神安土地改良区、吹田土地改良区、釈迦ヶ池土地改良区

- ・ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関する事。
- ・農地及び農業用施設の被害調査に関する事。
- ・湛水防除活動に関する事。
- ・被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関する事。

## 8 北大阪農業協同組合

- ・農業施設の応急対策の指導に関する事。
- ・農業関係者の復興支援に関する事。

## 9 学校法人 関西大学

- ・臨時の避難所及び支援拠点等として必要な物資、資機材等の提供に関する事。
- ・地域の要配慮者への支援に関する事。

## 10 学校法人 大和大学（西大和学園）

- ・臨時の避難所及び要配慮者の支援拠点等としての施設提供に関する事。
- ・避難所及び福祉避難所への医療福祉チームの派遣に関する事。

## 第5章 市民・事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

### 第1節 市民の役割

市民は、「自らの命は自らで守る」という防災の原点に立ち、積極的に防災対策に努めるとともに、地域の一員として「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感のもと、地域の防災に寄与しなければならない。また、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

#### 1 自己管理・自己防衛

災害発生に備えて食料、飲料水等の備蓄や建築物の補強、家具の転倒防止措置等を自ら実施し、被害の軽減に努める。

#### 2 地域への協力

地域住民が協力して初期消火、近隣の負傷者・災害時における要配慮者への援助、避難所の自主的運営等の応急対策活動が実施できるよう、地域の実情に即した自主防災組織の結成に努める。

#### 3 市及び関係機関への協力

市及び関係機関が実施する防災に関する事業及び災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力する。

### 第2節 事業者の役割

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するように努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

## 1 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

## 2 災害への備え

- (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 事業所の耐震化、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業員及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄

## 3 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

## 4 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

## 第3節 ボランティアやNPO等多様な機関との連携

市民及び事業者は、ボランティアやNPO等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

## 第6章 計画の運用

### 第1節 計画の習熟

市及び関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、常に図上訓練、実践的訓練等によってこの計画の習熟に努めるとともに、市民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。

### 第2節 計画の修正

この計画を、より実態に即したものとするため、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正する。また、女性、高齢者、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

なお、防災計画間の必要な調整、府から市に対する助言等を通じて、地域防災計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

修正の手順については、次のとおりである。

- 1 修正を必要とする関係機関は、修正すべき内容及び資料を市に提出する。
- 2 市は、提出された内容及び資料を取りまとめ、防災計画修正原案を作成する。
- 3 防災会議は、防災計画修正原案を審議する。
- 4 防災計画の修正について府の助言等により「大阪府地域防災計画」との整合性を図る。
- 5 防災会議を開催し、防災計画を修正する。
- 6 災害対策基本法に基づき、府知事に報告するとともに、防災計画修正の要旨を公表する。

### 第3節 計画の進捗の把握

市は、地域防災計画に定めた事項について、市の行政評価の取り組みの中で、常に事務の進捗状況の把握に努める。行政評価の対象になっていない事項についても、可能な限り把握に努める。